

商標の電子申請に関する規定

株式会社クララオンライン
コンサルティングチーム

<要約>

2019年8月27日、国家知識産権局は「商標の電子申請に関する規定」(以下、「本規定」という)を公布した。同年9月1日より施行されている。

現行の暫定規定では、中国に居住地や営業所のない外国人または外国企業が商標登録の電子申請を行う場合、必ず代理申請機構に手続きを委託しなければならなかったが、本規定の施行により自ら手続きを行うことが可能となった。

1. 電子申請の申請者

各種商標の電子申請は、国家知識産権局の商標オンラインサービスサイトを通じて行うことができるとした。

従前の暫定規定では、中国に居住地や営業所のない外国人または外国企業は、代理申請機構に手続きを委託しなければならないと定めていたが、本規定では、申請人が自ら申請を行っても代理申請機関に申請を委託してもどちらでもよいとしている。(2条、5条)

2. 申請手続き

電子申請の際には、送信する申請書類のフォーマットに注意し、システムが受け付けたタイミングを申請日として扱うとした。(6条、7条)

申請書類は、国家知識産権局のデータベースに記録されているものを正として扱い、いったん電子申請をすると紙ベースによる類似する申請を受け付けないとしている。(8条、9条)

また申請者に対し、国家知識産権局から送信される商標登録に関するドキュメントを



受領したら、速やかに商標オンラインサービスサイトで検索し、登録確認することを求めている。(11条)

商標法およびその他の条例において特に紙ベースでの申請を求める規定がない限り、すべての商標の申請に電子申請が利用できるとしている。(12条)

●原文(中国語)

<http://www.cnipa.gov.cn/zfgg/1141677.htm>

本レポートは「中国法令アラートサービス 2019年9月号」の内容を一部抜粋、編集したものです。「中国法令アラートサービス」では、最新の法令・制度変更に関する詳細および予想される影響、クララオンラインが実務で得た動向変化に関する情報等を毎月レポート形式でお届けしています。 <https://www.clara.jp/consulting/>

- 本レポートに含まれる情報は一般的なご案内であり、包括的な内容であることを目的としておりません。また法律・条令の適用と影響は、具体的な状況によって大きく変化いたします。具体的な事業展開にあたってはクララオンライン コンサルティングサービスチームより御社の状況に特化したアドバイスをお求めになることをおすすめいたします。また本書の内容は2019年12月9日時点で編集されたものであり、その時点の法律及び情報、為替レートに基づいています。

本書はクララオンライン コンサルティングサービスチームにより作成されたものです。クララオンラインの中国、台湾、韓国、シンガポールなどアジア各国のビジネスコンサルティングサービスに関するお問い合わせは以下の連絡先までお気軽にご連絡ください。sales@clara.ad.jp または +81(3)6704-0777(代表)